

木造住宅の耐震化を推進しています！ いつか来るその日に備えて

木造住宅の耐震化の現状

平成25年に公表された第4次地震被害想定で、南海トラフ巨大地震における磐田市の震度分布は、大半(84・5%)が、最大震度の震度7であることが確認できます。(左図)

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震化は急務ですが、市内で耐震化が必要な木造住宅は、約1万戸あります。そこで、新たに3つの助成制度を設け、地震対策を支援していきます。

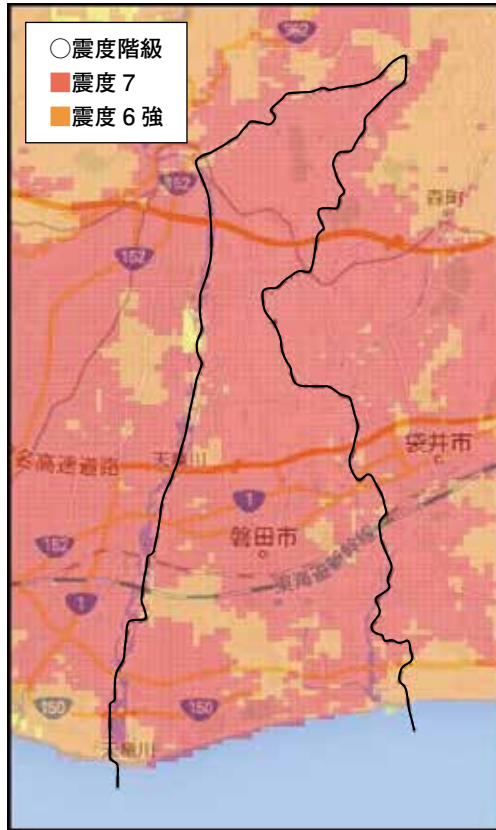


▲熊本地震で倒壊した木造住宅

■各助成制度の対象

昭和56年5月31日以前の基準(旧耐震基準)により建築された木造住宅 ※制度ごとに条件があります

磐田市震度分布



出典:静岡県「第4次地震被害想定結果」(陸側ケース)

< 施工例 > 壁の補強

- 筋かいによる補強
- 構造用合板による補強



① 木造住宅の耐震化の補助

補助金増額 (平成29年度限定)

補強設計に基づき、耐震補強工事を実施する場合、その費用の一部を助成します。

▼対象条件

耐震診断で耐震性能が基準に満たない(評点1・0未満)と判定された木造住宅

▼補助金額

一般世帯 45～75万円
高齢者等世帯 65～95万円

※耐震化促進PRへの協力が条件

問 建築住宅課 (西庁舎2階)

TEL 0538-3337
FAX 0538-3337
0538-2050

～耐震補強工事実施者の声～
施工から3週間余り、期待以上の補強ができました。自分だけでなく地域の皆さんにも迷惑を掛けない、そういう安心を得られたことが何よりです。



② 木造住宅の解体の補助

新規 (平成29～31年度限定)

耐震化が必要な木造住宅の建て替えを検討されている方に、解体費用の一部を助成します。

▼対象条件

耐震診断で倒壊の危険性が高い(評点0・7未満)と判定された木造住宅

▼補助金額

対象工事費の23%以内
一般世帯 最大30万円
高齢者等世帯 最大50万円

③耐震シエルター設置の補助

新規（平成29～31年度限定）

耐震シエルター設置を行う場合、費用の一部を助成します。耐震シエルターとは、木造住宅の1階に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり、居住者の安全を確保するものです。

▼対象条件

耐震診断で耐震性能が基準に満たない（評点1・0未満）と判定された木造住宅

▼補助金額

設置費の2分の1以内
 一般世帯 最大15万円
 高齢者等世帯 最大25万円



▲設置イメージ



▲倒壊実験後の様子

※4月24日(月)～8月25日(金)に西庁舎玄関ホールで実物を展示します

その他の地震対策に係る助成制度

- ・緊急輸送路沿道の建物に対する耐震補強計画・補強工事の助成制度
- ・道路沿いのブロック塀などの撤去・改善に対する助成制度
- ・防災ベッド設置に対する助成制度

平成29年度から3年間に限り 空き家の解体費用を助成します

市では、住環境の向上と新たな土地活用を促進するため、再利用が困難な空き家の解体費用を一部助成します。

▼対象となる空き家

- ・空家等対策特別措置法に基づく「特定空家」
- ・昭和56年5月31日以前に建築され、「危険空き家」と判定した木造住宅
- ・「特定空家」「危険空き家」は、市が現地調査により判定します

▼対象となる事業

空き家および付属する門や塀、樹木などを解体・撤去し、更地にする工事

▼補助額

対象工事費の2分の1以内で、限度額は50万円

▼税額の減免

解体の時点で「住宅用地特例」の適用を受けている場合に限り、土地の固定資産税などを、解体後3年間「特例」を受けた場合と同等となるよう減免します。

▼実施期間

平成29年度から平成31年度までの3年間

▼問い合わせ

申込・制度に関すること
 建築住宅課（西庁舎2階）

税額の減免に関すること

市税課（本庁舎1階）

☎ 0538-37-4809
 FAX 0538-33-7715



問 建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-37-2706
 FAX 0538-33-2050

○空き家の適正な管理をお願いします

空き家は急速に老朽化が進みます。管理されていない空き家は、風が通らないためにカビが発生したり、衛生上有害となったりする恐れがあります。また、不審者の侵入や放火などの危険もあります。空き家を所有されている方は、適正な管理を心掛けてください。

○シルバー人材センターと協定を締結しています

市と磐田市シルバー人材センターは「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しています。この協定により、シルバー人材センターは所有者などと契約を結び、見回りや敷地内の除草作業など、空き家の管理業務を行っています。詳しくは、磐田市シルバー人材センター（☎37-0055）へご連絡ください。

○中古住宅リフォーム工費を助成

市では、新たに購入した中古住宅をリフォームする費用の一部を助成しています。この制度は、耐震補強工事の補助制度と合わせて利用することが可能です。詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

平成29年4月から こども医療費が完全無料化しました

中学生までの通院・入院について、これまで通院1回500円、入院1日500円の自己負担がありました。が、4月から完全無料化しました。また、入院時の食事療養費（標準負担額）も市が全額助成します。

■受給者証について

- ・3月下旬に新しい受給者証（白色）を送付しています
- ・利用範囲は県内の医療機関および薬局です
- ・今回送付された受給者証の有効期間は、平成29年9月30日までの半年間です（9月下旬に新しい受給者証を送付する予定です）

■助成の対象とならないもの

- ・保険診療の対象とならない経費（特定初診料、健診代、予防接種代、入院証明書などの書類作成代など）
- ・交通事故によるけが（第三者行為による傷病）
- ・学校や園でのけが（日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けるとき）

問子育て支援課（あいプラザ3階）

☎ 0538-3714896
FAX 0538-3714631

■必要な人が安心して医療が受けられるよう「適正受診」にご協力ください

- ・軽症な方による休日・夜間の診療（コンビニ受診）が増えると、救急医療を必要とする方への対応ができなくなる可能性があります
- ・病気やケガの治療中に、自分の判断のみでいくつもの病院を受診（はしご受診）すると、検査の重複による体の負担や薬の重複による副作用の危険があります
- ・普段から気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ち、「病気かな」と思ったときの対応や、予防処置についてのアドバイスを受けておきましょう

夜間や休日に心配になったら・・・ 静岡こども救急電話相談をご利用ください

受診したほうが良いかななどの相談を医師や看護師などが年中無休で対応します。

局番無しの#8000へ

利用可能時間など詳しくは、相談窓口（20ページ）をご覧ください。

新エネルギー及び省エネルギー 設備普及促進奨励金を支給します

市では、温室効果ガス排出量の削減を図るため、新エネルギーおよび省エネルギー設備を導入する市民の方に対し、予算の範囲内において奨励金を支給します。

▼支給対象

市内居住者が、その所有する住宅に新エネルギー設備または省エネルギー設備の導入に要した経費

▼支給条件

市税の滞納がないこと

▼受付開始日

5月1日（月） 午前8時30分から

▼申し込み

支給申請書（ホームページよりダウンロード可）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて直接環境課へ（郵送や各支所では受け付けできませんのでご注意ください）

▼その他

1世帯につき対象設備それぞれ1基が限度です。

この奨励金は本年度の予算内で支給をするものです。受け付けた申請額の合計が予算の上限に達した時点で受け付けは終了します。

問環境課（西庁舎1階）

☎ 0538-3714874
FAX 0538-3715565

○対象設備が変更になりました

昨年度の奨励金から対象設備が大きく変更となり、「家庭用蓄電池」が新たに対象となりました。また「高効率給湯器（エコキュート）」「潜熱回収給湯器（エコジョーズ、エコフィール）」「ハイブリッド給湯器」は対象外となりました。詳しくは左の表をご覧ください。

＜対象設備＞

設置機器	規格	支給金額
住宅用太陽光発電システム	最大出力が10kW未満で住宅の屋根などに設置し、発電した電気を自家使用し、余剰電力を売電するシステム	20,000円
家庭用蓄電池	充電することで蓄えられた電気を分電盤を通して住宅の内部で用いる蓄電池	
住宅用太陽熱利用システム	住宅の屋根などへ設置した集熱器で太陽熱エネルギーを集めて、給湯、冷暖房に利用するシステム（太陽熱温水器など）	10,000円
家庭用コージェネレーションシステム付属給湯器	家庭用コージェネレーションシステムに付属する貯湯ユニットが組み込まれた給湯器（エネファーム、エコウィル）	

平成29年度

下水道供用開始区域などのお知らせ

問 下水道課 (福田支所2階)

☎ 0538-58-3281
0538-58-3271
FAX 0538-58-3271

市では、川や海などの水環境を保全し清潔に住みよいまちづくりのため下水道を整備しています。

平成28年3月31日現在で、約3150鈔の区域で公共下水道の整備が完了し、処理人口は13万9千人、普及率は81・5%です。下水道整備が進むに従い、生活排水が流入していた河川の水質が改善されてきています。

今年4月1日から、新たに約35・5鈔の区域で下水道が利用できるようになりました。新たな区域(供用開始区域)は、次のとおりです。

▼新たに下水道が利用できる区域
長須賀、前野、新島、小島、千手堂、下大之郷、中野、西貝塚、見付、鎌田、加茂、豊田、蛭池、上野部、下野部、新開、神増

※それぞれ一部の区域です。詳しくは市ホームページでご確認ください

市HP

下水道供用開始区域

検索

浄化槽使用者の皆さんへ

浄化槽を設置されている皆さんは、浄化槽法で「浄化槽管理者」とされ、

基準に基づく保守点検・清掃・法定検査をしなければなりません。この法定検査は、保守点検・清掃により管理されている浄化槽からの排水を定期的に検査し、浄化槽が正常に機能しているかを確認するためのものであります。

▼3つのお願ひ

- ① 保守点検 (年3回〜4回以上)
- ② 清掃 (年1回以上)
- ③ 法定検査 (年1回)

※浄化槽の処理方式、規模により回数 は定められています

災害用携帯トイレを備えておきましょう

被災時、被災者のストレス要因の一つとしてトイレの問題があります。「仮設トイレが使用できずに困った」「トイレが不安で水分補給を控えた」という話をよく聞きます。このようなストレスが原因で、体調不良などにつながることもあります。被災時のストレスを少しでも軽減するために、各家庭で災害用携帯トイレの備蓄をお願いします。

大雨に備えて安心

土のうステーションを設置しています

問 道路河川課 (西庁舎2階)

☎ 0538-3237-4808
0538-3237-4808
FAX 0538-3237-4808

近年、ゲリラ豪雨といわれる短時間で局地的に降る大雨や、台風などによる浸水被害が発生しています。被害をできるだけ少なくするためには、行政の対応とともに、地域の皆さんにも自ら行動していただくことが重要になります。

そこで市では大雨に備え、自分で土のうを作り、持ち帰っていただける場所「土のうステーション」を西庁舎北側と各支所に設置しています。

■土のうステーションの使い方

- ▼土のうを作る際は、下記の申請受付場所が必要で申請が必要です
- ▼一回の申請に付き、一世帯当たり土のう20袋を上限とします
- ▼利用費はかかりません
- ▼設置場所を案内します。各自で土のうを作り、持ち帰ってください
- ▼作った土のうの管理や保管は、各自で行ってください
- ▼安全のため、荒天時や夜間の土のう作りは禁止します

申請受付場所・設置場所

道路河川課	☎ 0538-37-4808
福田支所地域振興グループ	☎ 0538-58-2370
竜洋支所地域振興グループ	☎ 0538-66-9100
豊田支所地域振興グループ	☎ 0538-36-3150
豊岡支所地域振興グループ	☎ 0539-63-0020

受付時間 午前8時30分〜午後5時15分
※月〜金曜日 (祝日、年末年始除く)



▲西庁舎北側に設置された土のうステーション

「憩い・ふれあい・学び」の拠点 学習交流センターを利用しませんか

JR磐田駅北側にある天平のまち3階にある学習交流センターは、平成25年にオープンしてから約4年が経ちました。学生を中心に、年間の利用者は約10万人に上り、多くの方にご利用いただいています。

ゆつたりとした雰囲気の中で読書を楽しむもよし、静かな環境の中で勉強するもよし、軽食を取りながら友達と談笑するもよし。どなたでも無料で利用できますので、気軽にお立ち寄りください。

●くつろぎ・憩いコーナー

約3000冊の図書や新聞、約80誌の雑誌があり、ゆつたりとした雰囲気の中で読書などを楽しめます。



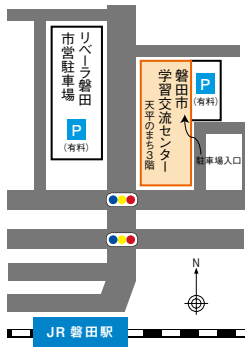
●個人学習室

仕切りが設置された学習机が53席あります。静かな環境で勉強をすることが出来ます。

●ふれあい交流コーナー

飲み物と軽食の自動販売機9台が設置されており、軽飲食を取りながら会話を楽しむことができます。

磐田市学習交流センター



開場時間 / 平日：午前9時～午後8時、土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時
休館日 / 年末年始（12月29日～1月3日）
ところ / 中泉1-6-16 天平のまちビル3階（左図参照）
④学習交流センター
☎ 0538-37-4135

利用者の声

磐田北高校2年
佐藤ひよりさん（手前）
倉島日菜子さん（奥）



佐藤さん：放課後や休日に利用します。ふれあい交流コーナーでは、友達と教え合いながら勉強ができるので、とても良い環境だと思います。
倉島さん：テスト前に週3回程度利用します。周りに勉強している人がたくさんいると自分も頑張ろうという気持ちになります。

④地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-37-4811
FAX 0538-37-2353

市民と作る観光ガイドブック あなたのおすすめスポット大募集!!

「今のガイドブックは情報がいっぱいだけど、なかなか手に取りづらい」「もつと気軽に磐田を知りたい」。そんな声に応え、磐田の魅力をもつと気軽に知ってもらうため、観光ガイドブックをリニューアルします。

今回の観光ガイドブックのテーマは「市民と作る」ガイドブック。皆さんのおすすめスポットや磐田の魅力を集め、市民も市外の方も楽しめるガイドブックを一緒に作りましょう。

おすすめスポットを募集します

あなたが観光ガイドブックに載せたい場所を募集します。市内のすてきな場所、おもしろい場所、珍しい場所などおすすめスポットを写真データと一緒に応募してください。

▼応募方法

11月30日(木)までに①住所②氏名③連絡先④おすすめスポットの名称や場所、説明などを記入の上、写真データを添えて磐田市観光協会の専用ページへご応募ください。直接または郵送の場合は、磐田市観光協会（〒438-0078 中泉1-1-5）へ。

▼掲載について

本年度に発行する観光ガイドブックに掲載する予定です。採用された方には粗品をプレゼントします。なお、掲載の際にデータに編集を加える場合があります。また、いただいた個人情報については一切掲載しません。

※データの著作権は磐田市観光協会に帰属します

詳しくは磐田市観光協会（☎ 33-1222月曜定休）へ

④商工観光課（西庁舎1階）

☎ 0538-37-4819
FAX 0538-37-5013



みんなのおすすめをまとめて一つに